特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
18	市税等の滞納整理に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狭山市は、市税等の滞納整理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

埼玉県狭山市長

公表日

令和8年10月15日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税等の滞納整理に関する事務
②事務の概要	市税等の滞納整理に関する事務とは地方税法等の法律に従い、地方税等の徴収を行うために納税対象者およびその関連者に対して、以下に記載された管理を行う事務を指す。 1. 滞納者の把握事務 納税者が保有する課税、収納、滞納、世帯、所得、資産、生活状況等の情報を管理し、滞納整理を実施するための実態を把握する。 2. 納付書再発行 納付書の再発行を行う。 3. 交渉経過 納税者およびその関連者に対して文書、電話等により納税の催告、折衝を行う。また、その結果を交渉経過として管理する。 4. 実態調査、財産調査事務 滞納者の滞納処分に必要な情報を取得したり、担税力について把握するため、他機関に調査を行う。 5. 滞納処分事務 財産調査の結果を受け、滞納者に対して差押、参加差押、交付要求等の滞納処分を行う。 6. 滞納処分の執行停止事務 調査の結果、滞納処分が行えない場合に滞納処分の執行停止または即時消滅を行う。 7. 徴収猶予事務 滞納者からの申請、交渉、調査等の結果により納付ができないと判断した場合、納付の猶予を行う。 8. 不納欠損事務 滞納整理の結果、滞納処分の執行停止後3年経過、即時消滅、或いは時効による不納欠損処理を行う。この処理は市長決裁とする。
③システムの名称	滞納管理システム、宛名システム、番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
（1）滞納管理特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第9条第1項　別表　第24項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	狭山市　総務部　収税課
②所属長の役職名	収税課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	狭山市　総務部　総務課 〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話:04-2953-1111　内線3520
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	狭山市　総務部　収税課 〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話:04-2953-1111　内線1070
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		［　1万人以上10万人未満　］　＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年10月15日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		［　500人未満　］　＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年10月15日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		［　発生なし　］　＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[○]接続しない（入手） [○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	郵送物を送るときはダブルチェックをして誤った人に送付しないようにしている。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	電話で問い合わせがあった際は本人または本人から了承を得た上でかけている代理の人なのか確認が取れた上で課税状況や滞納状況を伝えるようにしている。たとえ本人の名前や住所が聞き取れたとしても本人との関係が不明瞭なときは情報を伝えないようにしている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月25日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	平成27年7月1日　時点	平成29年1月1日　時点	事後	
平成29年1月25日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	平成27年7月1日　時点	平成29年1月1日　時点	事後	
平成29年4月25日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	平成29年1月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成29年4月25日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	平成29年1月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成30年5月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
平成30年5月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
令和1年5月1日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施期間における担	収税課長　西澤　秀明	収税課長	事後	
令和1年5月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年5月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和2年4月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年9月10日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシス	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2	事後	
令和3年9月10日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月10日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年7月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事前	
令和4年7月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事前	
令和5年8月1日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）	事後	
令和5年8月1日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシス	実施する	実施しない	事後	
令和5年8月1日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシス	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2		事後	
令和5年8月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月15日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	令和6年11月15日　時点	令和8年1月15日　時点	事後	
令和8年1月15日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	令和6年11月15日　時点	令和8年1月15日　時点	事後	
令和8年10月15日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	令和8年1月15日　時点	令和8年10月15日　時点	事後	
令和8年10月15日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	令和8年1月15日　時点	令和8年10月15日　時点	事後	